

平成31年 2 月 5 日（火曜日）

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

---

平成31年2月5日（火曜日）

---

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

---

出席委員（14名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	星 喜美男君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	山内孝樹君	山内昇一君

---

欠席委員（1名）

後藤清喜君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者兼出納室長	三浦 清隆君
総務課長	高橋 一清君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	岩淵 武久君
総務課主幹兼人事係長	加藤 信男君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一之君

---

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

総務係 長  
兼 議事調査係 長

小野 寛和

午後 2時33分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

欠席委員は後藤清喜委員となっております。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、当局より町長、副町長、会計管理者兼出納室長、総務課長、総務課長補佐兼総務法令係長、総務課主幹兼人事係長、総務課主幹兼財政係長の7名が出席しております。

初めに、私から一言申し上げます。

本会議終了で大変お疲れのことと思いますけれども、これより会議を開催いたします。説明の後、質疑ありますけれども、簡潔な質疑に徹していただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

本日の特別委員会は、前回の委員会からこれまでの間、当該事案に対する処理状況について確認するため開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに当局から配付資料に関し説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。その後、委員より当該事件についてさらに調査が必要であると思われる事項についてご意見を伺いたいと思います。

このようにとり進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、次のように進めさせていただきます。

早速会議に入ります。

消防防災施設災害復旧補助事業等に係る不適切な事務処理についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） お手元にお配りしております資料に基づきご説明を申し上げます。

本日お配りしております資料は本町の顧問弁護士による意見書と、前回の特別委員会の際に配付いたしました影響額等を示した一覧の2種類であります。資料1ページから3ページまでが本町の顧問弁護士官澤法律事務所翠川弁護士からの損害賠償請求に係る意見書としてご提出いただいたものの写しとなっております。資料1ページからごらん願います。

今般、顧問弁護士から意見のありました内容は、第1として記載されておりますとおり大きく2点、損害額の考え方と行為者本人に対する請求額の考え方であります。

まず、損害額の考え方については第2として記載されておりますとおり、正しく手続を行いさえすれば得られたであろう補助金と震災特別交付税の額を得べかりし利益と表現しておりますが、その額7,572万8,000円に補助金の返還に係る加算金140万715円を加算した合計で7,712万9,515円が町の損害額であると示されております。なお、この7,712万9,515円はさきの特別委員会で影響額として申し上げてきました金額とあわせてお示した加算金の額に一致するものでありますことを資料でご確認をいただければと思います。裏面の資料になります。よろしいでしょうか。A3の大きい資料の右側の数字でございます。

次に、行為者本人、すなわち担当した職員に対する請求額の考え方についてであります。第3の1、初めにの部分をごらん願います。ここでは被用者と使用者、すなわち労働者と雇用主側の関係において労働者の不法行為により雇用主側が損害を受けた場合の賠償請求の考え方とその限度に関し最高裁の判決をもとに示されております。

1ページの下段、最下段、したがってから2ページ上段に雇用主側は必ずしも損害額の全てについて賠償請求できるものではなく、あくまで請求は損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度に限られるものであるという法律の決まりが示されております。

次に、2、本件における損害の公平な分担の部分をごらん願います。1段落目においては事務分担者が決裁を得ずして虚偽の内容による実績報告を行ったことが、補助金の返還や結果として町単費による整備費用の支出といった事態を招き損害を生じさせたこと、これらの行為は明らかに故意による不法行為であることが示されているものであります。2段落目以降においては本町と宮城県の自治体行政における信頼関係、それに基づく配慮や便宜により不備のある公文書により手続が進められたといったことや、当時の危機管理課における人員体制も含め本町において決裁制度が本来の機能を果たしていなかったことが指摘されているものであります。そうした要素を踏まえ、初めに申し上げました最高裁判例における考慮要素に照らした場合、本件事案については使用者、いわゆる雇用主側の配慮が欠けていた点は否めず、結果、担当者本人が負担すべき損害、すなわち町が担当者個人に賠償請求できる額は最大でも全体の4分の1程度、金額として1,928万2,378円であると示されているものであります。

次に、3、町が損害の補填をすることについてであります。損害額のうち、担当者本人が負担すべき損害、その残余となる部分、割合としては4分の3の部分に関し町が負担すること、結果としてそれが税金で補填することに対する考え方であります。資料3ページをごらん願ひ

ます。本件事案における損害はこれまでもご報告等いたしておりますとおり、加算金の部分を除いてはいわゆる消極的損害として整理されるものであります。支出したこと自体が損害となる積極的損害といった考え方ではなく、交付されたであろう補助金の交付を受けることができなくなったといったことが損害として認定されるものであります。弁護士の見解においては、本件事案における消防屯所はそもそも町が必要とし、本来町が費用を負担し整備すべき施設であり、その必要性自体は補助金の交付の有無によって左右されるものではないといった趣旨の内容が示されているものであります。請負契約に見合った施設は完成しており、結果としては利益は還元されているといった内容であります。また、事務手続において関係のあった宮城県に対し損害の補填を求めることは当然ながら筋違いであるとされているものであります。加えて、本件事案においては担当者本人の不当利得は存在しないであろうといったことが添えられ、担当者本人が賠償すべき部分を除いては町が負担することはやむを得ないと整理されているものであります。このほか、本事案に対する弁護士としての思いや管理監督者には賠償請求できないことについての考えが示されております。

以上が配付させていただきました資料についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（菅原辰雄君） 当局から説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。

なお、質疑に対しましてはただいまの説明に対して質疑を行ってください。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 簡明にということですので、2点お伺いします。

結局、幾ら請求するのでしょうか。それから、得られるはずだった補助金交付金が7,000万円以上ある。このうち、今後得られる可能性のあるとか得られる予定のある補助金交付金というのはどれぐらいなのでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 表現の中では最大という表現をされておりますが、最大でもと言われておりますが1,928万2,378円を町側としては請求をさせていただくという考えになります。補助金としてこれらの残りの部分で国から交付される金額はございません。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点目から先に。今回の不適切な事務処理案件で補助金がつかなくなった部分は、ただその屯所自体はしっかりを整備していかなければならないという話は委員会の中でも以前からあったと思うんですけども、そうしますとそこに関するものは全て町の負担でや

っていくという考えでいいのでしょうか。私の認識では今回だめになったけれどもまた来年度、再来年度等に屯所は整備していかなければならないので、そこについては国県もしっかりその建物自体は建つ、再建しなければならないというところでは今後影響はないという答弁以前にもあったかと思うんです。ですので、私は今回は申しわけありませんでした、加算金も含めてお返ししますけれども、どうしても建てなければならないのでそれに対しての災害復旧工事を交付金、震災特交含めて一定程度入ってくるのかと誤解をしておりましたが、それはもう一切ないということでもいいんですね。

であれば、1点目に返ってくるんですけれども、私はその分があるのであれば……。なりませんよね。それはだから今回建てなかった部分とかは1件もかぶっていないということですか。わかりました。そこがあるのであればその請求額も4分の1というのは弁護士さんのお話の中にもいささか酷に過ぎると感じられるところであるということもありますけれども、そこは酌量せずに毅然と最大限度額を請求するというお考えなのか、そこをお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 改めて申し上げますが、この不正とされた事案についてのみ補助金は制限されますけれども、その後の事業には影響はございませんので、補助事業として全て平成30年以降手続をしておりますので、まずその辺はお答えをさせていただいた上で今回弁護士からは最大という言い方、それから最後にはこれ以上は酷という表現がございますが、町といたしましては最大限とされる金額でまずは請求をすべき立場であろうと考えておりますので、ここで示されました1,928万2,378円を請求額と考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 済みません。簡明にと言ったのに3回目なんですけれども、折立とか林とか中瀬町とか建てようと思ってこの辺はあれでしたか、完成しましたとうそとか言ってしまって、実際にはやっていなくて、でもここの整備はしなければならないですよ。これは町でやるということでもいいんですね。済みません。資料の見方として4ページに前回の資料でもあるんですけれども、ここに藤浜とか例えば町単費支出額と書いてあるんですけれども、その下の部分、補助金が屯所自体がまだ建っていないところなどは町単費の支出額のところがゼロ円になっているのでここはまた改めて工事を発注し直すということかなと思っていました。そうですね。それに関しては補助金はないということですね。あるんですか。済みません。あるんですか。ということは、全体の7,700万円なにがしという影響額からその分は差し引いてもいいのではないかと思うんですけれども、済みません、ちょっと私の説明が不足でしょうか。私

がちよっと誤解しているだけでしょうか。伝わっていますかね。今回補助金を使って建てるはずだった屯所ありますよね。それはちよっと不適正だったので補助金は全部返しました。ただ、その屯所自体はつくらなければならないのでまた来年度か再来年度か今年度か知らないですけれども、また建てますよね。それにお金がかかりますよね。それは町の税金を全部使って建てるということではない。そこにも補助金は災害復旧なりある。その額は幾らですかということをもっと最初に聞いたつもりなんです。それは得られるはずだった補助金、補助交付金の額7,500万円から差し引かないと、だって後から入ってくるんでしょう、その補助金は。であったら、その4分の1請求するというのはちよっと大き過ぎないか。差し引いた分の4分の1なら何となく私は理解できるんですけれども、そこをちよっと。済みません、お答えいただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃるとおり、差し引いた金額で損害額を確定しているということです。この表をごらんいただきたいと思いますが、一番右側の欄をごらんいただくと影響額と書いてありまして、一番上が戸倉藤浜で2,263万6,000円とあります。ずっと下に来て、歌津田の浦で1,900万何がし、これらの合計が一番下に7,500万円とあります。この数値の入っているところだけが補助金の不適切があった部分ですので、この不適切であった部分だけの中で賠償額が生じるということでありまして。一方、補助金をお返しした部分というのがこの縦の欄の中でゼロと表示されている部分、影響額ゼロというのは補助金も返してしまっているのではという解釈で、その金額が幾らかという右から4つ目の欄に補助金返還額とありますけれども、このお金が町のほうから国に返還しておりますので、これは改めて補助申請をすることによって交付が受けられる金額であります。よろしいでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 意見書の中で確認させていただきたいんですが、まず1ページ目の最高裁の判例が示されています。アンダーラインの引いてあるところですが、最高裁昭和51年となっておりますけれども、これは西暦に直すと1976年で42年前の古い判例かなと、ちよっと古いかなと思うんです。こういった行政とのトラブルは40年前にさかのぼるのがどうかと。その後も何かこういったトラブルが発生しているかなと思うんです。どうなんでしょう、ほかの判例を参考にしたのかどうか。そのあたり、ちよっと弁護士さんに聞きたいなというのがひとつあります。

それと、あとこの担当者の人とこの問題発覚以降総務課長、あるいは弁護士の方、どれだけ話し合いの場を持たれたのか。今回のこういった意見書出る前に弁護士の方もひょっとしたら



会われているのかなと思うんですけども、そういった面談の機会があったのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 最高裁の判例としてここはかなり以前のものが載っているというのは、そのときの最高裁の考え方がその後ずっと変わらずに現在まで基本となって生きてきているということであります。基本的な考え方としてこれは揺るがないものということになっているという意味でもあると思います。したがって、損害が生じたから全て事業主は労働されていた方に何でも全額請求できるということは全くないんだよという考え方になる、民事上はなりません。

それから、弁護士事務所とのやりとりですけども、私自身も2回、それから担当者を出張してもらいながら3度ほど打ち合わせをしたほかに。当事者と、弁護士ではなく当事者と、はいはい。はい、わかりました。公式には2回説明をしております。ご家族を含めてお話をさせていただいております。あと、当事者自身を介してなかなか話せない部分について私のほうで親御さんのほうにお話をさせていただいた部分もございます。

○委員長（菅原辰雄君） 倉橋委員、よろしいですか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 そういったプロセスがあった中で、最高額1,928万円を請求する考えがあるということですけども、実際に請求して支払っていただけるとお考えでしょうか。もし請求するのであればいつのタイミングで請求するのか、何か年度内にやるのかとか、あるいはちょっともう少し検討する必要があるのかとか、そういった時期的なところもお聞かせいただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 実際の請求自体は手続的なことをもう少し弁護士と相談をしてから進めていかなければならないだろうと思っていまして、すぐあすにもというようにはまいりませんけれども、まずもってこの日付の中で弁護士のほうから示されたということですので、今回こちらの委員会にご報告をさせていただくということに進めてまいりました。今後、協議の中でそれを手続を決めてまいりたいと思っております。実際、その支払いの可否みたいなどころについてはもちろん先方の状況などを聞かないとわかりませんし、それはまずこちらで幾らにするのかということを決める、これが先決だと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 倉橋委員、よろしいですか。ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点かお聞きしたいと思います。前回の特別委員会の中で総務課長が説明され

ました。その中に当事者はそのとき病的な状況にあったと発言したときに、副町長がまだそれは病的かどうかわかっていないという身内のいろいろやりとりが見られたんですけれども、一番近くにいるのは総務課長だと思うんです。危機管理課の結局兼務している総務課長が一番わかる。そういった中で、そのときの病的な状況という発言の裏、この検査みたいなのはしたんですか。その辺、お聞きします。

あと、今回この町への被害に当たっては総務課長、そして町長にその損害部分は問わないとそういった話の内容もありました。そして、県のほうにもその損害というかこの町の職員のミスに対して県のほうにも問わないとそういった形の今説明もありました。しかしながら、この消防屯所建設に当たっては制度的に不備が私があったのではないかと。何も県を責めるわけではないんですけれども、町のほうから制度的な不備があったのではないかということの発言はしたのか。その辺、お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今の病的な部分についてということで確認いたしましたけれども、特にその後病気の状態とかそういった部分については町のほうではお話しはいたしておりません。確認をしているかという意味では、特にしておりません。

それから制度的な不備は、この前もちょっとお話しはさせていただきましたけれども、決められた行政の業務の進め方はしっかりしているものですから、その点についても特に県に申し上げる部分はございません。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 一般的に使い込みとかそういった当事者に当たっては、結局精神鑑定みたいなものが結局犯罪に関しての精神鑑定みたいなことが行われると私は思うんです。それを町は何も調べていない。しかしながら、私がちょっと聞いたのは多忙な状況が当人にはあったと回って聞こえてきたんですけれども、多忙な状況があった。それを町は把握しない中で今回のような処分に私は至ったと思っています。精神的な状況はいろいろな形で体に起こるわけなんです。精神的異常、あとは心の不安、心の不安から逃れるために一日も早く今日の前の問題を解決したいというのが職員の私は考えだと思います。そういった考えの中で、そのチェック体制がないままにやったという当人、本人だけの責任かということをお聞きします。今総務課長話していましたが、その辺、聞き取りも別にしていないし調査もしていない。これというのは行政のこういった大きな問題でも怠慢ではないですか。その辺、もう一回お聞きしたいと思っています。

あと、今回の県の申請に関してなんですが、私も県の補助金をもらうに当たって何回も県に行ってやっと500万円のお金をもらいました。2,000万円の書類を出しましたけれども、500万円の書類をもらいました。それで県の委託の事業所に、10回できないぐらい行ってやっともらいました。しかしながら、町の復興交付金のこういった交付に当たってはメールで送っただけで、書類を送っただけで基本的に震災復旧の交付金が下りる。これというのは誰考えても私がおかしいと思うんです。それが町のほうでは不備なく書類をまとめてやったという感じで言っていますけれども、本人の体調もそれには私はかかわってくると思います。そういった中で、この問題に関してどうのこうのではなくこの制度というのは県のほうに行ってこの制度というのはどこかこれからもまだ復興事業で続きますので、この県の事業の進め方、あり方、書類の提出の仕方にちょっとこれというのはこれから問題起こりますというそういったアドバイスの、こうしないとまた同じような問題が起きますよということで南三陸町からそれを県のほうに報告してやることは私は必要だと思います。完成写真もなく、完成の図面とかそういったもろもろの内容なくして7,000万円の交付金が町におりてくるというのはその制度は犯罪の温床になりかねない。そういったことを考えても県のほうにうちの町でこういった問題が起きましたけれども、これはこの制度に不備があるのではないですかとこの辺のアドバイスはできると思うんですけれども、今の2点、もう一度お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 1点目ですが、基本的には個人情報にかかわることですのでその方がどういう形で病気をしておったかということ言うのは差し控えたいと思います。ただ、委員が懸念している点については町でも認識はしておいて、その辺の通院とかを進めておったということですので、その辺は誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから2点目ですが、基本的には制度上の問題ではなく通常の手続をしていればこの事故は防げたということは、この意見書の中にも書いてありますので、ですから、通常の手続をしっかりとしたことによってなされればこういうことは起きませんでしたというそういう報告書になっておりますので、その辺は目を通していただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 副町長が言う通常の手続の提出の仕方をしたのではないですか。2つの書類が決裁した部分と決裁していない部分が出たかもしれないけれども、それに関しては本人の多忙で精神的な異常があったからということ私を話しています。今副町長が申しましたが、役場職員に個人情報、健康管理、それに関しては個人情報ではなく町が職員の体をしっかりフォ

ローしたりとか見てやる部分が私は必要だと思います。それをなくしたままで今の副町長の意見に関しては管理が行き届いて私はないと思います。行政のほうにはどんな話来ているかわからないんですけども、この問題に関しては町民、そして役場の職員、ここまでの問題ではない、やめる必要もないとそういった話も聞こえてきます。そういった中で今回こういった形で損害賠償も請求する。それこそ、本人も退職した。この町にとってのマイナスの部分は私は大きいし、南三陸町のイメージがこれでダウンして新しく町に来て働きたいと思う人たちの意識もこれで私は低下すると思います。そういったこともしっかり行政のトップ、二番目のトップがしっかりそれを考えて、町長ができなかったら副町長がフォローする、副町長が足りなかったら総務課長がアドバイスをするとか、こういった形でもって震災復興は南三陸町は進んでいくと思いますので、その辺、しっかり対応していただきたいと思います。

あとは、職員の健康状況、心の健康状況、その辺は私は一番大切だと思います。さらなる二次被害にもつながりかねない。弁護士の書いた書類を読めばいいと言いますが、その中で弁護士だっているいろいろな条例の中で書いては来ていますけれども、私は私の感覚と町民感覚でもって今物を言っていることは私の悪い面かもしれないんですけども、住民感情が私は一番だと思いますので、その辺をしっかりと考えて今後いろいろな問題に取り組んでほしいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 次。及川幸子委員。

○及川幸子委員 何点かお伺いいたします。

まずもって前者の意見と私も同感でございます。なぜ今副町長がプライバシーと言いながらも病的なところがあったと。そういう人、以前からそういうところがあった、ここ一、二年ではなく。そうした人をそこに置いて知りながら置いてこういう事態になった。そういうところにも問題が出てきたのではなかろうかと思えます。普通ですと、そういう病的な人がいれば異動させて簡単なところにやるとか、通院をさせるとか、いろいろな手法があったと思われま。それをそのまま知っていながらこういう大切な実績報告の仕事をさせていた。それが一つと、それから疑うわけではないんですけども、当時の申請書、開示請求をしたいと思えます。これは委員長にお願いなんですけれども、申請書と実績報告の開示請求を委員会として求めていただきたくお願いいたします。

それから結局何かというところの4ページのこれにもとになる書類でございます。それから病的なことがわかっていてということは診断書がとってあるのなかったのか、本人から。それと、このことというのはこの弁護士さんのこの意見書の中にはそういったことが一言も書

かれていないので、こちら側からそういう説明したのかどうなのか、弁護士に対してそういうことまで話していたのかどうかここには一言も出てきておりません。それから25%というと4分の1です。本人負担4分の1と言われますけれども、その民事だから法的根拠があるのかどうか。4分の1ということの裏づけですね。法的根拠、それからこの問題に対して検証をきちっとしたのか。ここまで来るまでのプロセスです。建設課は関係なかったのか。例えば、学校を建てる何にしても部局は教育委員会、しかし建設となれば建設課に移るわけです。そして竣工検査とか四半期ごとの検査とかあるはずですよ。この屯所に関してもそういうことがなかったのかどうか。そうすれば未然に防げることだってあったのではないかと。そういう検証をしたのかどうか。検証までしてのこういう弁護士さんの結果だったのかどうか。この点をお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まず1点目です。病的なところがあったということを今言ったようにおっしゃっていますが、そういったことは一切言っておりませんのでその誤解をまず。一つ、職員に対しましては月に2回、職員の相談窓口ということでみやぎ心のケアセンターからアドバイスをする先生方がおいでになって、そういう窓口を常に開設しております。ですから、そういうストレスを感じたり非常に疲れておったりという場合はそこを必ず受診してくださいということをいつも周知しております。ですから、多忙で疲れている方々についてはぜひそこを受診をして、そういう心のケアをしてほしいという窓口はいつもあいているということです。それをまず1点目にお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの当該の方については、今回の事案が起きてからもしかするとそういうことがあるかもしれないということがありましたので、受診をしてみたいかというお話をさせていただいておりました。そういうお話をしたということをもまずつけ加えたいと思います。ですから、職員に関しては役場全体でもそういう心のケアについては細心の注意を払っているつもりですし、もしぐあい悪い場合には人事も含めてなるべく早目に手を挙げてそういう相談をしてほしいということで、心のケアについては特に気を配っていることは常にしているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） さっき、総務課長言って病的という発言あったんだけど、今のは整合性とれないのではないかと。認識していないとかしていたとか、その点どうなんですか。含めてお願いします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まずその点から申し上げますけれども、過去の説明を含めて私がそ

ういったニュアンスのことを申し上げたとすれば、自分のやったことがなぜやったのか自分でもわからないという本人からの言葉に、私が言ったのは病的としか思えないような回答なんですと申し上げたことは確かにございますけれども、それが何かの病気によって引き起こされたかどうかということは確認のしようがないということです。これまでの説明でも申し上げましたが、医学的なことについては我々どうしようもありませんので、したがって、副町長申し上げたように自分でちゃんと受診してはどうですかということは先ほどから言われている職員へのメンタルヘルスの問題の視点から我々も努力をしてお話はしてきたということです。

書類の関係の話がございましたので、あえて県とのやりとりの関係、もう少し詳しく申し上げたいと思うんですけれども、町が県に実績報告として出した書類が不備であったものが実際の補助金に動いて進んでしまったというところには、一つは復興事業の特殊性がございます。県のほうからもこれは確認をさせていただいているんですけれども、どうして公印のない書類の中でそういったことが起きるんでしょうかということ伺ったところ、町のほうからは関係の書類の整理がもう一歩期日まで、期限までに追いつかなかったものですからあしたに送りますから補助金の手続を進めてくださいという依頼が電話であったということでもあります。もちろん、最終的には結果論としては正規の手続をすれば何も問題はないんですけれども、県のほうでもその日にまとめないとほかの市町村の国への申請事務が間に合わなくなってしまうので、どうしてもきょうのうちに南三陸町のものも含めて申請しないとほかの市町村に迷惑がかかってしまうというタイミングの中で、県とすれば町と県の間での信頼関係のことだから、行政と行政のことだからそれならば内部の決裁も進めないともう間に合わないのということの中で、不備な箇所は電話で再度確認を入れられて、こちらでそれにも答えて、例えば発番が抜けている部分についてもちゃんと答えたりして、そしてあしたにはと言ったことで県のほうではやむを得ず、国も県も含めて復興事業に関しては特段の配慮をしながら市町村の都合を最大限に優先してという中でこの事務が進められたというように説明をいただいておりますので、弁護士の言葉にもありますように、それに町が全て原因であるものについて県に責任が振り向くというのは余りにお門違い、筋違いではないかという弁護士のご意見にたどり着いているわけでございます。よろしくお願いたします。

済みません。建設課の関係でございますが、もちろん関係性は確認しておりますが、そもそも建設課は補助事業の申請事務そのものは関係ございませんで、建築の実際の実務は建設課、それに係る補助金事務は危機管理課と完全に事務部門で分担された責任で行っておりますので、そういう意味では担当者の責任での事務だということになります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、その上で先ほどの開示請求するんですか。及川委員。

○及川幸子委員 というのは、申請の段階で全てこの4ページのもので申請という形で上げました。その判こ、決裁がどこまで行っているか、申請の。それを確認したいんです。そして、それが建設課に反映したもの、反映しないもの、それも確認したいんです。だから、それを開示してくださいと言ったんです。そして、その病的なことなんですけれども、この事案は29年度からの事案になっていますけれども、その以前からの当事者の支払いができて町、業者さんの支払い、このことだけではなくそういうことが商店街のほうから聞こえてくるんです。遅くてどうしたのかなと何回も出させられる。そういうところからして病的なところがあったのではないかということが推察されるわけなんですけれども、周りが気づいておかしいということは病的なことが誰考えてもないことをあると言ったことに対して普通の考えではできないことですよ、こういうことは。ですから、それを見抜けなかった上司の責任もあるかと思われまよ。周りがわかっていたということは担当課内ではどうだったかわからないですけれども、これからその辺を伺っていきますけれども、ちまたではとにかく支払いが悪くて再三また同じものを出されているそういう声も聞こえてくるんです。だから、一旦戻ってこれ見ると完結したようなんですけれども、完結はまだしていないと思います。ここまで来るまでのプロセスにはいろいろな検証をしなければたどり着けない問題ではないかと思われまよ。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、今言っていることは今回の消防施設に関してのあれですか。及川委員。

○及川幸子委員 そうです。その当事者の、だから申請にどこまでの決裁があるのか。それを委員長に求めます。要求します。開示請求ですね。

○委員長（菅原辰雄君） もう一回、何。申請書と、もう一回。及川委員。

○及川幸子委員 申請書と実績報告です。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 開示を請求するのであれば、例えば議会として決定をしていただければ。ですから、うちのほうはそういう請求があればお出しをします。

○委員長（菅原辰雄君） これは後刻議長に話して、議会として申請させますので。大丈夫ですよ。そのように進めさせていただきます。

今の及川委員に対する答え、何かいろいろなことでこの消防防災施設絡み以外でも何かそのようなことがあったような、私は印象受けましたけれども、どのようなものですか。副町長、お願いします。

○副町長（最知明広君） その点については、今回の案件とは違いますので答えは控えさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、今聞いたとおりでございますので、その辺は角度を変えて今回の案件に対してのみの質疑を行ってください。及川委員。

○及川幸子委員 今回の案件以外と言いますけれども。

○委員長（菅原辰雄君） いや、今回ののみ。だから、今副町長は今回のとさっきあなたが言っていたのは別個だということ。だから、今回の消防防災施設関係ののみで。それからいろいろなところに波及したのでは收拾つかないの。及川委員。

○及川幸子委員 いやいや、今回の担当やっていた人がそういうこの一連の流れの中で支払い関係を怠っているということです。

○委員長（菅原辰雄君） 実際仕事していないのに支払いが出てこないのではないですか。及川委員。

○及川幸子委員 この中には支払っているものもあるんです。終わっているものも終わらないものばかりではなく。そういうもろもろのもの、関係があるんです。

○委員長（菅原辰雄君） わかりました。その点を要点を捕まえて質問、質疑してください。及川委員。

○及川幸子委員 それで、一つここには当時の上司が来ていないんですけれども、なぜ当時の副町長は常に仕事していないから同じ上司だと常にわかる人は当時の課長だと思うんですけれども、なぜ当時の課長は出席しないのか。その辺をお答え願います。

○委員長（菅原辰雄君） 済みません。今の件に関して当時の課長ということは以前、前回の参考人として召致をお願いしたんですけれども、健康上とかで出席していないんです。できればその場で言ってほしかったです。前回の会議の折で。今回は出席要求しておりませんから、今回はね。だから、前回のことをさかのぼって今言っても、これは話になりませんのでその辺を了解してください。

ほかに。ないようでありますので、次に本日の当局からの説明、質疑に対する答弁を踏まえ、さらに調査すべき事項について委員のご意見を伺います。今後調査すべき事項についてご意見をありましたら。今言ってください。先ほど何かちょこちょこと言っていたようなことを。及川委員。

○及川幸子委員 今後、当時の担当課長がどこまで事実をお話ししてくれるのか。こちらからの質問に対して答えてくれるのかわからないですけれども、当時かかわった課長からも聞きたい



ことがありますので、ぜひ出席要求に委員長からお願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、それはあなたの考え方としてはあるかもしれませんが、それらを踏まえて請求額も今出てきて、今後どうするかということにしておいていかないと、また当時のことを聞いて事態はどうも変わるものではないと私は考えるんですが、どんなものでしょうか。これは私のあれですから、これは皆さんにこれからお諮りしますけれども、そういうことも踏まえて発言をなさるようお願いいたします。高橋委員。

○高橋兼次委員 今の今後の調査の仕方の内容について及川委員から参考人でしょうね、多分。参考人召致ということということになるんでしょうから、それはそれでやるべきではないのかと。ただし、参考人にも権利があるはずですから、その辺は参考人が出るか出ないか参考人の考え次第ですからルールはそうだと思います。ルールに従ってやったほうがいいのではないですか。

○委員長（菅原辰雄君） 今高橋委員より当時の課長なり上司、当該者の上司を呼んで意見を聞くべきだということでもありますけれども、皆さん、そういうことでよろしいですか。では、当時の課長を参考人として呼ぶ。星委員。

○星 喜美男委員 この委員会、2回目ですか今。3回目ですか。ずっと調査が進んできて、今ここまで請求額まで示されてきたんです。それをまたもとに戻って前の課長を呼んで、後戻りだと私は思うんですけれども。この請求額が多い少ない、そういう議論とかそういうところで調査をされるのだったらまだしも、また最初のスタート地点に戻って行って何を調査して何の参考人しようとしているのかちょっと私には理解できない部分がありますけれども、どうしても必要だとなればそれはやむを得ない部分がありますけれども、その辺ちょっと整理しながら発言をすべきだと私は思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 1人の職員が一生をやめて棒に振ってそういう形で終わったということは次に続く職員の人たちも大変でございます。やはりこれを最初から担当課長が上司が出てこないでここまで来ました。それもまたおかしい話ではないかなとそう思うから言うのであって、この金額が決まったからいいという問題ではないと思うんです。ここにここまで来たからにはそれなりのいろいろなかかわり、担当課、建設課、いろいろなかかわり持ってきて1人のせいではないと思うんです。だから言うのであって、今後の召致の方、よろしくお願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 その召致はいいんですけれども、召致するその理由とか何を調査、呼んで

何を、どういうものを聞くのか、どういうものを調査するのか、そこをはっきり説明したほうがいいのではないですか。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 まずもって副町長がそういう病的なことがなかったとそういうところが普段の生活から見ていてどのように上司として映っていたのか。そしてまた29年度だけがずっと同じ課にいたんですから。そのほかにも職員の人たちがいるはずです。そういう人たちからも普段の様子を聞き取りしているのか、していたのか。その申請書を出すときに開示請求をなぜしたかというのはいかの辺までの人たちが決裁をしていたのか。それを見ればこの仕事がもう3月で終わるのか終わらないのかということ声をかけなどしているのかどうなのか。一人に任せたとはいえ、そういうことを知らないでメールだけでやっていた。そういうことで済むのかどうか。そういうものを検証したいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 私はこの事案の重大さを思う時、賠償という言葉が出ておりますけれども、私は弁護士がここに答申しております、一番最後のところなんですけれども、1,900万円という金額を個人に請求するのはいささか酷ではないかという答申が出ております。例えば、1,900万円と簡単に口では言いますが、人間が働いて稼ぐお金というのは皆さん御存じのことです。人生が変わってしまうような大きな金額になる可能性もあるわけですので。団体の中でそういう、確かに大勢の方々の手を経て、誰がいいのか悪いのかということも確かにございます。しかしながら、やはりこれは皆さんが今ここで決めなければならないのはこの金額によって払う人がどうなるのかとかということもいろいろなことを考えてやらないと、ただ単に今故意でなくて弁護士が答申したことをもう一度読み返してもらって、次のところもきちんとやっていかないと。

（「今、今後の調査方針でしょう。戻っているから。その辺、少し。解決してから」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 いろいろ同僚委員からも金額が決まったので後戻りはしないような形の議論という、今後という話を委員長からも話されていますので、同僚委員も言ったとおり、いつ請求してということが私は大切だと思います。いつ請求して、金額が決定した時点で当事者がどういった対応をするのか。それ次第だと私は思いますので、それを一日も早く行政のほうで決定してそれを進めるべきだと思います。私は当事者には払う責任はないと思っていますけれど

も、ただ、皆さんの中で決定した事項なので当事者に早く伝えて当事者のこの問題に対して早く解決して前に進むような環境づくりが私は必要だと思いますので、今後の委員会のあり方としていつ請求を出すのか、そしていつ当事者と相談するのか、その辺を執行部に求めていきたいと思います。しかしながら、いろいろなこういった町に対して迷惑かけた人たちは払いますという責任を負わされますが、なかなか返済には至っていないということがありますので、返済方法を行政のほうから一緒に考えてぐらいのことはやってもいいのではないかと思います。いつそれを請求して、どういった形で当人と話し合っ、家族と話し合っ解決の道を開くのか、その辺、次回開催の特別委員会でお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（菅原辰雄君） 今いろいろ意見が出ました。及川委員から当時の課長も召致ということもありましたけれども、今3人ほどの意見を伺うと、そうではなく前向きに具体的に千葉委員からも今いつ請求するかそういうことが出ましたので、そういう方向で進めるのが私はベストだと思うんですけども、意見は意見として出ましたので、余りやりたくないんですが、これは採決しなければだめでしょう。採決を。それで全会一致でこういう方向性で進むということであればいいんですけども、及川委員はあくまでもそういう当時の職員ということで上司ということですよ。開示請求はもちろんそれは議長にと私言いましたので、これはいたしますので。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今後の捜査ということであれなんですけれども、みなさんのあれを聞いていまして調査、それでほかの委員さんから1,900万円の賠償額が出て、そこで今回この弁護士さんの意見書によって1,900万円の賠償の責任が当事者というか1人になったのか。それを確認ではないんですけども、その分がまだ各委員認識できたのかどうか。多分できていない委員もおられるので、その方が多分もう少し参考人等と呼んで責任の1人だけの責任かそうでないのか、そういうことも調査したいんだと私そういう思いで聞いていたんですけども、調査の方法としては今後どのように委員長進めていかれるのか。

○委員長（菅原辰雄君） だから、今回こういう数字、1,900万円の数字が出てきたから、これに対して多いとか少ないとかどうなんだということ今回やってほしかったんです。私がいちこれについてどうですかではなく、皆さんこれを読んで、読んだものはみな同じですから、条件は。その中でこういう進め方ということで、それを前々から言ってほしかったんです。そうすれば、スムーズに進んだらうし、委員長の進め方もちょっとうまくなかった点もあ

ろうかと思えますけれども、そういう認識です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 当日こういった資料いただいて、先ほど委員長言ったようにこの1,900万円で議論というか調査を進めていきたい、そういう思いをわかりましたので、ただ、今後その調査をする上でもう少し責任の部分を明確にしていく必要もある程度あるのではないかとそういう思いも私しますので、今後の調査の方法を委員長にお任せしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） では、今後の進め方についていろいろ意見を伺いました。今後の進め方として、今及川委員より当時の上司も参考人として召致すべきだという声がありますけれども、これもいたしますか。皆さんのご意見をお伺いします。当時の上司を召致することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（菅原辰雄君） 挙手少数。だって、進めるのに、これまで延々とやっていってもなかなか全部の意見は尊重できないので、そのほうが。議長、どうぞ。いいから。

いいです。だから、今そういう意見がありましたので。

○議長（三浦清人君） 意見というか多数決というか委員長の采配というか、決断でやったのはいいんですが、ただ、一つだけ皆さん共通認識していただきたいのは、この意見書が100%正しいという解釈だけはやめてほしい。これはたまたま町がお願いした顧問弁護士さんの意見であって、住民がこの意見書を見て100%このとおりだと思える住民もあれば、いやいやおかしいのではないかと住民もいるということだけは皆さん同じ共通認識をしていただきたいということ。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ありがとうございます。

今議長からも特別にそういう考えをいただきました。もちろん、そういうのを含めて1,900万円だからこれが高いとか安いとかいろいろあります。端的に言って、千葉委員からもこういうことはすべきではないというこれも意見もあります。それらを踏まえて、きょうはもう時間も押してきましたので、次回はその多寡も踏まえ、金額も踏まえ、責任の所在等含めて開催していきたいと思います。そのように進めることでよろしいでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 参考人招致を請求した部分はどうなんですか。それは一言言っていたほうが。

○委員長（菅原辰雄君） 済みません。挙手いただいたので、その件は、参考人召致はなしとい

うことで進めさせていただきます。

再度確認しますけれども、議長を通して先ほどの書類の開示を求めるということ、あとはみんなで今後前向きな考えで取り組んでいくということで進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開会は議長、正副委員長に一任させていただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） なしと認めます。よって、次回の会議はそのようにとり進めることといたします。

その他、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。（「なし」の声あり）  
なければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、以上で消防防災災害復旧事業等調査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時43分 閉会